

許認可等の内容		普通財産、行政財産の貸付
根拠法令等及び条項		栃木市財務規則第154条及び第157条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	栃木市財務規則第154条及び第157条
	参考事項	栃木市行政財産使用料条例
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成29年 4月 1日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市財務規則抜粋</p> <p>(普通財産の貸付け)</p> <p>第154条 財産管理者は、普通財産を貸し付けようとするときは、借り受けようとする者から普通財産借受申込書(別記様式第63号)を提出させ、契約書案及び普通財産貸付調書(別記様式第64号)を添えて、決裁者の決裁を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により決裁者の決裁を受けたときは、遅滞なく契約書を作成し、借り受けようとする者と契約を締結しなければならない。ただし、短期間の貸付けに係るもので決裁者が特に認めたものは、この限りでない。</p> <p>3 前項の規定は、普通財産の貸付契約を更新する場合に準用する。</p> <p>4 前3項の規定は、普通財産を貸付け以外の方法により使用させる場合に準用する。</p> <p>(行政財産の貸付等)</p> <p>第157条 第154条から前条までの規定は、法第238条の4第2項の規定により行政財産を貸し付け、又は行政財産である土地に地上権若しくは地役権を設定する場合について、準用する。この場合において、これらの規定中「普通財産」とあるのは「行政財産」と、前条中「法第238条の5第4項及び第6項」とあるのは「法第238条の4第5項において準用する法第238条の5第4項」と読み替えるものとする。</p>	